

## 平成21年第3回隠岐の島町議会定例会会議録

開会（開議） 平成21年 9月17日（木） 9時33分宣告

### 1、出席議員

1番 安部大助 2番 前田芳樹 3番 平田文夫 4番 齋藤幸廣 5番 是津輝和	6番 小野昌士 7番 齋藤昭一 8番 石田茂春 9番 高宮陽一 10番 米澤壽重	11番 遠藤義光 12番 池田信博 13番 吉田政司 14番 福田晃 15番 安部和子 16番 松森豊
---	--	--

### 1、地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長 松田和久 副町長 門脇裕 教育長 藤田勲 総務課長 渡部國彦 会計管理者 嶽野正弘 企画財政課長 齋藤福昌 税務課長 竹林行政 町民課長 佐々木秋幸 福祉課長 村上静夫 保健課長 阿部真澄 環境課長 浅生久 観光商工課長 池田高世偉	定住対策課長 岡田清明 農林水産課長 山崎龍一 下水道課長 中前千之 建設課長 井川寛 水道課長 大庭孝久 総務学校教育課長 岩水守 生涯学習課長 高梨康二 布施支所長 松井忠弘 五箇支所長 村上和弘 都万支所長 石川伸吉 行政係長 渡部誠 財政係長 鳥井登
---	--

1、職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 大 上 博 人 庶務係長 藤 田 睦 代

1、傍聴者 14名

議事の経過

**○議長（米澤壽重）**

ただ今から本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時33分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

**日 程 第 1、一 般 質 問**

「一般質問」を行います。

一般質問は、一題一答による分割方式と、一括方式の選択制としています。また、質問時間は答弁を除き、30分以内とし、質問は再再質問までとなっていますので、執行部、議員各位におかれましては、ご協力よろしくお願いいたします。

なお、一般質問は行政全般にわたり、執行機関に対し、事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信を質し、あるいは報告、説明を求めるものでありますので、議員各位にはよろしくお願いいたします。

又、執行部におかれましては、質問時間も限られておりますので、明確な答弁をお願いいたします。

それでは、一般質問の通告がありましたので順次発言を許します。

**○議長（米澤壽重）**

始めに、2番：前田芳樹 議員

**○2番（前田芳樹）**

農業公社の組織検討課題と農地保全体制について伺います。

現段階での農業公社の組織改変に関する構想は、農振地域の農地を認定農業者へ集積する事務処理の為に農業公社として3人を残し、作業受託・管理耕作・施設管理の為に株式会社で農業生産法人を設立して3人を島一円での水田耕作管理の現場作業に当たらせる、残りの3人には新たな職を斡旋して辞めて貰う、となっているそうです。

これは、町が設けた公社組織検討委員会からの答申そのままであり、町は、これを公社の

理事会に「答申の内容を十分に検討して公社組織の改変に取り組んで欲しい・・・」と要請をした訳ですが、自主的に検討して答申しなさいとしたのはよしとして、ただ、全額出資者である町が、答申案にある条件としての検討課題6項目を解決しないで、公社からの質問書に対しても協議姿勢をよく示さないから公社内では混乱しているようです。町からの要請を受けて公社理事10人の内の5人で役員検討会を組織して内部検討を重ねているが、職員は勿論のこと理事10人の内の大部分が現状のままで存続を強く望んでいるようで、まだ内部一致は見えていないそうです。公社内部の問題とは言え、答申案の検討課題6項目が解決されない限り、答申案そのままでは公社内部関係者の合意形成は困難な状況のようです。

将来に禍根を残さない為にも、単に補助金削減のための分割縮小ではなく、この辺で島の将来の農地保全体制をどうするべきか、強権発動ではなく聞く耳を持って課題解決のために公社と直接にもっと良く話し合っては如何でしょうか。まず、この点をお伺いします。

答申案を見れば、公社3人の人件費が1,200万円以上で事務的経費が300万円余りかかれば町の持ち出しは1,500万円余りになりそうで、今年度の補助金支出状態と大差は無いことになる。それに農地集積の事務処理のために3人も必要なのか疑問点も見える。

公社の管理面積50haの内の耕作面積30haは島内各地に点在しており現場作業員3人では到底対応が不可能である。好条件の水田で認定農業者からの要望で、また貸ししている面積は20haにも昇り認定農業者をよく助けている。公社のお陰で認定農業者は近くに好条件の水田を集積出来て効率の良い耕作が出来ている。解雇3人に対して公社はその労働基本権を無視して整理解雇の4要件を満たしていないという。また、人選は困難となる。

最近のアンケート調査では、利用権設定300件と作業受託200件の合計総数500件の受託契約の99%が、「現状のままで公社を継続して貰わなければ困る・・・」と回答しているという。大規模経営の認定農業者の中からは、「認定農業者も家族作業はもう限界だ。それに生産法人を立ち上げて競争されたら認定農業者はひとたまりも無いから止めてくれ」との声が出ていると言う。耕作放棄地面積は、平成19年調査の段階で、西郷 84 ha、都万 16 ha、五箇 9 ha、布施 2 haの合計 111 haにも達しており、その内、西郷 55 ha、都万 5 ha、五箇 3 ha、布施 0 haの合計 63 haが圃場整備した農振地域であり、その後1年ごとに 5 haずつ増加して来て現在では圃場整備した水田でさえも 70 haを超えているという。今後これが増大することは間違いない。とても趣味的感覚の集団では対応できるものではない。公社の存在している地区では少なく、そうでない地区では多大であり、公社の存在効果が良く解る。縮小よりむしろ西郷地区に作業拠点を 1 箇所開設して認定農業者の規模拡大と育成を促しても良さそ

うな状況が見えて来ます。つまるところ、一般財源から持ち出しを続けることがいけないから分割縮小してはどうかとなっているのですが、公共交通体系への6,500万円の補助金や(株)あいらんどへの巨額な7,000万円の追加出資金支出と業務委託等や他団体への補助金と比較すれば農地保全、景観保持への援助は少ない。これから急激な悪化が予想される農地保全と景観保持の部分にもある程度は援助しても良いのではないかと。最近では、副町長は、「公社に対する苦情がなければ何らかまわない・・・」と柔軟な理解を示しておられるようでして、まさにそれが賢明な対応の仕方だと思われまます。日米FTAの行方も決まらず、減反政策の見直しも不透明、米価下落が予想される中で公社と認定農業者とを自由競争させて双方を瓦解させては混乱と荒廃を招くのみです。性急な改組を求めず、まずは、苦情が有るならどのような苦情が寄せられているのか具体的に公社の理事と職員に示して、一緒になってその改善に取り組んで一つ一つ解決して行くことが先決です。他の団体に行っているように収入不足を補うだけの町道除草作業とか海岸清掃などの業務委託案件をもう少し用意してやれば良い。

職員たちは、農地保全に使命感を持ってやって来たが誤解されている処もあり虚しいそうです。職員たちは、改めるべきは改めたいと言っているそうですから、現状組織のままで1年程度は苦情対処に本格的に取り組ませる猶予期間を与えて、協調して経営改善を促進して見るべきではないかと思いますが、如何でしょうか。町長のお考えをお伺いします。

#### ○番外（町長 松田和久）

只今の前田議員のご質問にお答えします。

農業公社の組織検討課題と農地保全体制についてのご質問でございました。農地の保全に関する本町の基本的姿勢や方向性に関するご質問についてであります。このことにつきましては、昨年度から各種会議の場で検討を重ねた結果、まず、農地保全計画の策定、及び地権者や耕作者の意向調査などの事務手続きは、町と農業公社が協同して対応すること。

また、耕作放棄地の解消作業や作業受託、あるいは管理耕作といった現地での作業につきましては、認定農業者や農外参入業者、及び農業生産法人などを中心とした農業関係者、或いは場合によっては土木業者などにも担っていただく、という一定の方向性を打ち出した上で対応致しておりますので、そのようにご認識いただきたいと思います。併せまして、従来からの「集落内の農地は集落で守る」という基本的な考え方のもとに、現在は、集落営農の組織化に向け3地区において協議を進めておりまして、今後も中山間地域直接支払い制度で協定を結んでいる組織を対象にして、集落営農の組織化へ誘導すると共に、その他の手法についてもさらに検討してまいりたいと考えてございます。

尚、農業公社の理事会での見解についてご指摘を頂きましたが、私どもでは、農業公社の向うべき方向に関する公社理事会での見解は、組織検討委員会の答申に沿った内容で決定された、と伺っております、先ほどの議員ご指摘の内容とは、くい違いが少しあるように感じましたので、是非ご確認いただけたらと思います。

次に2点目の、農業公社の組織改革をさらに1年間程度先送りにすべき、とのご意見についてであります、本年6月定例会でも申し上げましたように、現在、来年度実施に向け検討を進めておりました、公社の理事会におきましても、同様の方向で決定していただき、対応していただいておりますし、町民の方々からも農業公社の改善を望むご意見を多数町の方へ寄せて頂いております、出資者として町の考えは伝えてありますので、現段階で組織の改善を1年先送りするようなことは考えておりませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

## ○2番（前田芳樹）

将来の農地保全対策をどうするかという点についてもう一点だけ伺います。

現在、農業耕作者平均年齢70歳前後と思いますが、今後、10年、20年後於いては、大変な事態になるだろうと思うのですが、認定農業者に全てを担すということでは、耕作放棄地の解消は出来ないのではと思うのですが、将来展望としてこの耕作放棄地を解消する体制として今回の分社化というのが出てきておりますが、これでは対応しきれないと思うのですが、この点の将来展望はどう捉えておられるのでしょうか。

## ○番外（町長松田和久）

再質問、将来の農地保全に向けた対策は町として、どう考えているのかという質問と思いますが、実は今日もうひとつ、同じ質問を頂いております。その時にも申し上げたいと思いますが、こういった問題は国の政策として国当局が日本のいわゆる食糧危機に向けて備えた農地対策ということの上で、そういった保全管理なりの農地というものをどうやって保全していくかという問題があります。ですからこれはある意味では、私よりもむしろ国がこういった問題に対してどうしていくのか。特に隠岐などでは高齢化が進んでいる。おっしゃるようにこのままで本当によいのかというご質問はわかるわけですが、隠岐の島町の地域耕作放棄地対策協議会を設置いたしておりました、そして、この国、県そして町の対策協議会の一連のなかの中で、今後対策が行われてまいるだろうとこのように考えております。

補助金の流れも同じようなかたちになって参っております。協議会の構成団体であります、島根県農業委員会、JA、農業公社、隠岐の島町でありまして、事務局は町の農林水産

課で対応しているようになっております。そういったところで今後本格的に検討して行くべきだと思っております。決して手放し、野放しということではございませんのでよろしくお願いしたいと思います。

## ○2番（前田芳樹）

次に2点目の質問を致します。

島内全域を網羅する公共交通体系の整備促進について伺います。

自家用車で自在に行動できる人には、公共交通過疎地に住む運転をしない人達の不自由な思いは理解しきれない。病院、スーパー、役所、保育園、学校、金融機関、など社会機能が益々西郷へ一極集中して来た中で、公共交通機関の乏しい周辺地区に暮らす運転をしない人達は西郷へ行けるバスを何とかして欲しい。朝早く夕方遅い1便だけのバスでは無く、午前10時頃と午後3時頃にも1便有って欲しい・・・と各地で強い要望を聞きます。知人友人に便乗をたびたび頼むのも心苦しく、少ない年金で高いタクシーには乗れないそうです。利便性が高く安い公共交通機関の運行を要望している人は多いのです。

年間5,700万円もの路線バスへの補助金、年間800万円余りのコミュニティーバスへの補助金を出している割には運行に地域ムラがあつて、西郷から遠い周辺集落は整備されていないように見受けられます。小型バスで迅速且つ島内全域を網羅できるような運行体制への移行が時代の要請ではないでしょうか。

近い将来、島後環状線が完成したら循環バスの運行も可能となることではと思いますが、当面として、バスやタクシーの利害関係者と良く協議を重ねて、公共交通機関の通っていない地区を無くし、交通弱者を救済して行くような体制が望まれると思います。この点、既に地域公共交通会議で協議を重ねて来ているようでもあり、町としての構想もあることではから、どのような改善計画かお伺いします。

## ○番外（町長松田和久）

続いて2点目の「公共交通体系の整備促進について」のご質問にお答えいたします。

この整備につきましては、「隠岐の島町地域公共交通会議」において現在、協議を進めさせている最中でありまして、将来を見据え、本町の交通網のあり方について現状に固執することなく、運行方法、路線、運賃をはじめとするサービス、運営面等を大局的な観点から地域住民の皆様方の代表を交え検討を頂いているところです。

現在、地域公共交通会議における検討を踏まえ、最終報告に向け検討を頂く上での町の方針案について協議の段階でございますので、本日この場で詳細についてのご説明は出来かね

ますが、町と致しまして今回の整備を行うことにつきましては、議員仰せのとおり「利便性が高く、利用しやすい交通網の整備」に主眼をおいての検討であるということにつきまして申し上げられるかと思えます。

6月議会定例会でも申し上げましたように最終見直し案につきましては、近々10月末を目途に私の方に提案頂くスケジュールで進めているところであり、提案を頂いた後に新たな体制について判断をする考えでございますので今しばらく時間を頂きたいと思えますので、よろしくお願い致します。

## ○2番（前田芳樹）

次に質問3点目に参ります。

国の叙勲受賞者への顕彰をどのようにしているのか伺います。

広報隠岐の島6月号・情報アラカルトを見て、春の叙勲を受けられた4人の方々が写真と説明入りで掲載されており、ああ、ちゃんと広告してあるんだなと安堵をしたところでした。と申しますのは、以前に叙勲を受けた方の話に依りますと、「町役場から推薦を受けて受賞することになって、皇居まで自費で行って受賞して来たが、町に帰ってから役場からはなんの祝辞もなく、町の広報に掲載されることも無く、とても淋しい思いをしました。これから受賞される方々の為にもこのようなことではいけないと思えますので指摘をして欲しい」とのことでした。

国から表彰を受けた人は感慨ひとしおな思いがあろうかと推測します。長年に亘って一つの職務に勤しむことは並大抵なことではないと思えます。全ての受賞者を漏れなく顕彰することが必要です。その推薦と顕彰をどのようにしているのか概要についてお伺い致します

## ○番外（町長松田和久）

前田議員の「叙勲受章者の顕彰について」お答えをさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、長年に亘って社会に貢献された方を、国が一定の基準に基づき、顕彰するのが叙勲の制度でありますので、町としてもそれ相応の敬意と祝意を持って、広報などにより町民の皆様方にお知らせするというのが、現在の考え方ではありますが、以前におきましては、必ずしもこのことが徹底されてない時期もあったようであります。

ご指摘のような事例がございましたとすれば、これは遺憾なことでありまして、ご本人に対しまして、改めてお詫びをさせて頂かなければならないだろうと思えますし、今後は、そうしたことが起きないように注意を払って参らせて頂きたいと反省も含めて致しているところでございます。

推薦につきましては、各分野ごとに国が定めた細かい基準がありまして、それを基にしたがら候補者名簿を作成し、漏れのないよう事務にあたっているところでございます。

表彰に関する広報掲載の対象は叙勲、褒章、大臣表彰としておりますが、死亡叙勲につきましては対象外とさせて頂いております。単光章とか双光章とかの種別で、異なる扱いをするようなことはありません。

「受章後に町長室に招待してお祝いを申し上げたら」とのご提案を頂きました。敬意を表するならこちらから出向くのが礼儀ではないかとも思いますが、ご迷惑の掛からないようにするには、その方法も良い場合もあろうかと存じます。他自治体の対応などもこの際調査をさせて頂きまして、検討させて頂きたいと思っておりますので、よろしく願いをして、答弁に代えさせて頂きたいと思っております。

### ○議長（米澤壽重）

以上で、前田芳樹議員の一般質問を終わります。

次に、12番：池田信博 議員

### ○12番（池田信博）

一般質問をさせていただきます。

行財政改革実施計画書では広域行政等の見直しの項目に、広域連合事業負担金の見直しを行うとし、内容は事業を精査し広域連合に対し積極的に財政改革の提言を行うとしています。「仁万の里」の民間委託については、効率的な事業実施のためには「町民」「企業」「行政」が協働して展開していく必要がある。行財政改革の中で負担金の見直しを検討している。施設の運営実態を精査し、将来の方向性を見据え、隠岐の島町としての考えを広域連合に提言する。平成17年9月隠岐の島町議会定例会での私の一般質問にはこのように答弁されました。また、広域連合議会で「仁万の里」の運営はどうあるべきかという一般質問では「仁万の里」の民間委託について議論は避けてとおれない重要課題だとの思いはあるが、現時点での民間委託は困難だと答弁されています。これも17年9月の私の質問に対しての答弁であります。さらに、19年5月には民間委託の方法による施設運営に対するその後の協議はどうなっているのかという質問に、内部組織の行財政改革検討会議を設置して検討し、その状況として施設の民間委託については職員の処遇の問題で現状では民間委託は出来にくい状況にある。自立支援法の施行に伴い完全実施までの5年間における利用者の減少、職員定数の削減も課題であることや、将来的には民間委託も視野に入れながらの施設運営も検討しなければならないと考え方を述べられています。広域連合は独自に構成町村の考え方も考慮しながら協議を



していけばよいと考えています。

しかし、構成町村である隠岐の島町の考えは隠岐広域連合に提言されていないようです。現在までの時点で広域連合では隠岐の島町の提言を受けての協議がされていない。一体一般質問でただしたことはどのようになっているのですか。

前回6月定例会では以前に質問をした土地利用計画に対する答弁内容の取り扱いについて2年以上取り組みがされていないことを指摘しています。この件での対応について執行部は他の業務が忙しいと言いながら渋々計画策定スケジュールを示しています。

知的障がい者援護施設に対する構成町村が負担する運営費負担金は、20年度決算ベースで約1億1,600万円、21年度予算ベースは1億100万円です。行財政改革における負担金だけの問題ではありません。行政機関の諸問題への取り組む姿勢も改善改革しなくてはならないと思っています。

そこで、民間委託問題等「仁万の里」の事業は今後どのようにすべきなのか、隠岐の島町としての考え方を改めて提言すべきだと考えますが如何ですか。質問に対する答弁内容の検証をどのようにすべきだと考えるか、以上2点についてお伺いいたします。

#### ○番外（町長 松田和久）

只今の、池田議員の「行財政改革特に広域連合への提言」についてのご質問にお答えします。

まず1点目の『民間委託問題等「仁万の里」の事業は今後どのようにすべきなのか隠岐の島町としての考え方を改めて提言すべき』ではないかという質問ですが、既に議員ご承知のとおり本町の行財政改革実施計画書にあります「広域連合事業負担金の見直し」の目標に「民営化が可能と思われる事業については提言を積極的に行う」とあり、改革の手法として「広域事業担当課と財政課において事業を精査し、広域に対し積極的に財政改革の提言を行う」としています。

私は、ご案内のとおり平成17年9月議会における議員の一般質問に答弁させていただいたことにつきましては、当時の隠岐広域連合の正副連合長会議の場において当町の考え方を示しし、協議をさせていただきましたが、民間委託については将来的な重要課題とは受け止めていただいたものの、今直ぐには困難と判断されたところであります。

また、財政課におきましても負担金を削減するための財政改革の提言、意見書の提出も予算編成時期に併せ毎年行わせ経費の節減を図ってきたところでもあります。このことから、今後も本町としての考え方は行財政改革実施計画や行財政改革審議会の意見書を踏まえ、また、

今年度は隠岐広域連合の広域計画、これは平成22年から平成26年の5ヵ年計画であります。この策定の年でもあり、指定管理者制度の導入、或いは法人化など民間が実施する事業にならないか、一構成町村として隠岐広域連合へ積極的に働き掛けて引き続けて参りたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に2点目の「一般質問に対する答弁内容の検証をどのようにすべきだと考えるか。」についてであります。私は、答弁に対し継続的な検討等を加えなければならない場合は課題として残し、その解決に向け対応するようにしておりますが、その課題が国・県下の情勢を踏まえながら検討するものや、比較的短期間で検討できるもの、又は長期的に時間を掛けて検討しなければならないものか等の分類をしながら、解決に要する期間には差があるものと思っております。何れにせよ責任をもってその後の対応をし、解決に繋がると共に議会へのご報告を行わなければならないとこのように考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたしまして答弁に代えさせていただきます。

#### ○12番（池田信博）

再質問致します。時間がかかるものもあると言いながら、正副連合長会議で協議したということなのですが、現場にはその会議の結果とか、そのようなことが下りていないと……。私は、そのようなことがあると認識致しております。と申しますのは、平成19年5月に隠岐の島町から広域に出向しております職員が施設として民間委託についてその方向性を見極めるような検討については、正直してないのが現状、民間委託だけのことを私は言っておりませんでした、当時。そのようなことで答弁されております。

2年間何も提言はなされてないと、正副連合長会議では話したが、現場にはそのことがおりてないということでありました。これを見ればですね。

また、先の広域連合議会では、構成町村担当課長を含めた構成委員で福祉施設検討会を立ち上げ、8月18日に1回目の検討を開始したところだということで、時間に非常にズレがある。多少のズレがあっても結構だと思います。

私が一般質問をした時には、県立の障がい者施設、3施設が民営化方針を決定して、翌年すでに実施されております。スピード感溢れる対応の速さであります。これは県の財政難を理由にしたものであっても、このようにスピードをもって対応するという姿勢が大切だとも思います。最小の経費で最大の効果が求められている行政運営の基本を知らないわけではないと思います。しかし、何かがそこにあるみたいですね。考え方のズレ、思いのズレ、私は先ほども申しあげましたが、他の一般質問に対して早急に取り掛かると答弁しながら、2年間も

ほったらかし、このように広域連合に積極的に提言するといいいながら、正副連合長会議では、話はしたが、実際には現場にはおいてないと。現場で協議させなければ、こういう障がい者福祉等々のいわゆる専門的分野に答は出ないと思いますよ。“民営化しろ”と言ってるわけではないのです。負担金だけの問題ではない。民営化も含めて検討するといいいながら、そのようなことがなされてないということについて、どのように考えているのか。隠岐の島町としてこの事業をどのように考えているのか。隠岐の島町としてこの事業をどのように考え提言するのか再度お伺い致します。

### ○番外（町長 松田和久）

池田議員の再質問にお答えを致します。

議員からのご意見、ご質問につきましては、広域連合の正副連合長会議に凶るということは、申し上げましたとおりでありまして、その正副連合長会議というのには必ず、事務局長以下、担当課長まで入って会議が持たれております。従いまして私どもは、その時にきちっと書記をしておられるわけですから、当然そういった論議につきましては隠岐の島町からそういったことが、あがっていることが、正副連合長会議の場で論議されるということになれば、それは職員まで伝わっていつていると理解しております。連合長会議だけの秘密会議ではありません。オープンに職員が参加しての会議の訳ですので、それが下まで届いてないということはないかと思えます。

ただ、この県の場合の事ですが、実は今回県の水産振興協議会の方で島前の種苗センター、この夏に受託することに決定を致しました。最終的に。これは県に関係ですが、県には4,000人から5,000人職員の方がいるのではないですか。そういう中で一つの施設を民間委託するといっても、あれだけ大きい施設ですから職員をどこかへもっていく調整というのは各町村よりも遥かに大きいためにそれが可能です。しかし、それも実は5年かけて移行するということになっております。それは職員の人事管理というか異動のこともあるわけです。その為にやれるわけです。

隠岐の島町のように今、297名しかいない、そういう中でやりますと・・・あるいは広域連合もその位だと思いますが、そういう中でやりますと職員の問題が出て参ります。先般も広域連合の議会で一般質問がございましたが、仁万の里は今38名の定数をもっていながら、何故28名しかいないのか。38名正規職員採用すればいいではないかと、でもこれは実は将来的には民営化も含めて検討せざるを得ないということが裏にあるために臨時職員を33名使っているという現実があるわけですし、それもそういった検討がなされている中での

ことですから対応しているということで、全くその事について考えていないということではございませんし、県の場合と比べると規模が小さいわけですので、その為に人事配置の後の関係がある為に、現時点ですぐには出来ないのではという事で、話はそこで収めましたので、その為に職員としては何か議論が先に進んでないように議員さんは、お受け取りになられたかも知れません。

今回こういう場で、改めてそのことがそのことが議論になっておりますので、次回の正副連合長会議、これを出しまして具体的にどうするか、また、議論させて頂きたいと思います。

そういうことで、全くしていないという訳ではありませんので、ご理解を頂きたいと思えます。

### ○12番（池田信博）

全くしていないという事ではないということですが、もう少し早くすべきだと思いますよ。

私は17年当時から、民間委託をなさいということを書いてはいないのです。当時の負担金が9,000万円程度だったと思います。隠岐の島町が出しているものが、それが、法律が変わるということで、その移行期間中に出来ればいいがなあ・・・と思うような気もしておりました。途中ではですね。だけど隠岐の島町から正副連合長会議には担当課長も出席しているといいながら、そこで受け止め方が少し違うのではないのでしょうか。

職員が290名しかいないから、処遇のこともあるのですぐには出来ないといいながら、あれからもう4年も経っております。もうそろそろ結論を出す時期にきていると思います。先の広域連合議会でも、今施設の検討を進めていると。改修、あるいは改築ですか、そういうこともおっしゃっています。でもそれは行財政改革の方向性を示す中で、目標と定めている中にやはり、職員のこともあると理解は致しております。理解はしている、それを前提に対応の仕方がまずい、遅い。私はその様に受け止めて、もう少し早くできないものかと考えてならないのですが。いつ頃までにこの計画、行財政改革の期間を謳っている中でということでは理解をしなければならないのですか。もっと早くそれを仕上げて結論を出すということにはならないのですか。

もう一度、町長の考えをお聞きいたします。

### ○番外（町長松田和久）

この件に関する再々質問にお答えいたします。

先ほども申しますように、仁万の里には正規職員が確か28名おります。臨時職員は33名。臨時職員が増えて参っております。この最近採用は致しておりません。それはどういうこと

かといいますと、民営化も含めた検討をして行く中ではどうしても職員の問題が引っかかってくるわけです。その為に定数が37か38名あるはずですが、それが減ってきておりまして、これがまだ減ってまいります。では、今言われますように、いつ頃か、今、名言ができるかということですが、これから先の職員の退職状況それを見極めながらいつ頃どうなるか。そのものが、例えば民営化したとすればその方をどういった部局へもっていけるかということを見越した上で計画をつくらざるを得ないと思います。それを出せとおっしゃるのなら今後広域連合の方で……。では今後、どのようなかたちで職員が退職なさっていくか、その辺も見極めながら方向、計画を作っていかせたいと考えております。

このことにつきましては、またいつかの時点で回答をさせていただきますので、ひとつよろしくお願いを致します。

### ○12番（池田信博）

回答して頂けるということですので、2年も3年も放っておかないようによろしくお願いを致します。

次に、指定管理者制度導入による弊害の問題についてお伺いします。

20年12月定例会での一般質問で教育文化振興財団が指定管理している文化会館の中に、行政機関である西郷公民館と財団法人の文化振興財団が同一事務所で仕事をしている。公的機関と民間の事務が同一事務所で行われているという事で来客や電話の応対等で守秘義務、プライバシー等の問題があり好ましい状況ではない。公民館業務は指定管理者の施設利用許可が要る。突発的な打合せ等の利用料の問題、臨機応変な対応が出来ないという問題等があったということで対応についての質問をしました。

本来の公民館としての住民サービスを提供するために、管理主体を行政機関に戻し、その中に文化振興財団の事務を委託する条例改正をする。

財団の事務所は他の場所に移設して行う。

西郷公民館を隠岐の島町公民館として位置付けての活動、布施、五箇、都万公民館を地区公民館として活動する。

町長も教育長も指定管理者制度の導入により、施設の管理運営に弊害や問題が生じていると答弁されています。そして、管理主体を本来の公民館に戻すための条例改正をはじめ、教育文化振興財団の事務所の移転問題等、21年4月からの実施に向け見直しをする。行政組織の見直しの中で西郷公民館を隠岐の島町中央公民館と位置付け、地域の公民館を地区公民館とする見直しをすることが協議され、条例改正の提案までされましたが周知期間が足りない、

説明不足、協議された経緯等のことが不明瞭であったのか、なかったのかももう少し時間をかけて協議しなければならないと感じたのでしょうか。3月定例会では条例改正案の審議が行われることはありませんでした。その後の執行部、教育委員会のこの問題に対する取り組みはどこに目を向けてのものなのか私には解りかねます。私が質問をした利用者により良いサービスと利用しやすい環境を構築するために考え方をただしたもので、答弁では4月から実施するようとしていたにも関わらず周知期間が足りない等様々な指摘を受け現在まで何も出来ないままになっています。しかし、問題があるとした事柄については出来るだけ速やかに解消するべく対応するのが行政機関の役割だと考えます。このような対応をしているから問題の解決が遅れるのです。

問題解決に向けての現場協議と今後の取り組み、実施方法を伺います。

### ○番外（ 教育長 藤 田 勲 ）

只今の池田議員のご質問にお答えします。

隠岐島文化会館は現在、財団法人隠岐の島町教育文化振興財団が指定管理者として管理し、施設の設置目的に沿って有効活用を図っているところでございます。

議員ご指摘のとおり、公的機関と民間団体の事務が同一事務所内で行なわれることで、窓口での応対や電話応対等、地域の方々に戸惑いが生じていたものと認識しています。これら諸々の問題解決につきましては、教育文化振興財団職員と公民館職員が十分な協議を行い、連携を図りながら接遇等の向上に努めて参ったところでございます。

隠岐島文化会館が「誰もがいつでも気軽に学習できるコミュニティー活動の拠点施設」これは、以前にも池田議員さんもその様におっしゃっておりますが、そういった施設であります。公民館が、その機能を十分に発揮し、地域の方々、住民の方々へのサービスを提供することが望ましいと考えております。指定期間が終了します来年度から教育委員会が管理することとし、直営による業務委託の方向で教育文化振興財団と協議していきたいと考えているところでございます。

また、教育文化振興財団の事務所移設につきましては、総合体育館の指定管理や業務委託を行っている隠岐の島町図書館の管理との関連もございまして、教育文化振興財団と十分に協議の上、最善の方法を模索して参りたいとこのように考えているところでございます。

次に公民館の組織につきましては、本年4月以降、各地区分館長会議やまちづくり懇談会、今年度は5月から6月上旬にかけて、町内12会場で行なったところであります。それぞれの会場において住民の方々の周知を図りながら理解を得るよう努めるとともに、公民館運

審議会におきましても慎重審議を行なっているところであります。中央公民館制度が来年度から実施できるように取り組んで参りますのでご理解を賜りますようお願いいたします。

**○12番（池田信博）**

指定期間が終了する3月31日までですか。4月1日からということ、理解してよろしいですね。直営による業務委託の方向で行くということ、もう一つ事務所の件はしっかり財団と協議をしていただきたいと思います。中央公民館制度が来年から実施できるよう取り組んで参るということですが、来年から実施するということによろしいのですね。

また、条例改正提案した時にいろいろ問題が出て、先延ばしになるということは、私は避けるべきと思います。それまでにしっかりと説明責任を果たしてやるべきと思いますが如何でしょうか。

**○番外（教育長 藤田 勲）**

業務委託の件、明年4月1日からということのご確認であります、勿論その様に向かつて参ります。町の考え方でございますので、ただ、業務委託の範囲ですね。文化会館は大きな施設です、いろんな機能を備えた部屋もございまして、範囲とかその辺りは財団側の考えも十分に尊重といいますか、勘案しながら我々と今後協議を進めて行って、お互いに理解した上での業務委託というふうにしたいと考えております。

事務所の移転につきましても財団さん側の文化会館という。今後、業務委託の範囲も話し合いをしながらするわけですが、その中で文化会館を仮に公民館職員だけで全てを管理することは人員的にもあるいは、技術的にも少し無理がございまして、財団の職員さんの今までやって来られた仕事の内容、これも公民館運営、施設運営との関わりもございまして、これにつきましても双方が、やはり地域の皆様方、あるいは利用者の方々の視点に立った公民館であれ、財団であれ、同じサービスを提供する訳でありますので、地域の方々、利用者の方々に目を向けたサービス、そこを第一にして事務所の業務範囲も含めて、十分に協議を進めて理解を求めていきたいというふうに思っております。

中央公民館制度につきましても、これも今いろんな場で論議がございまして、協議をしております。公民館運営審議会の中でもいろんなご意見がございまして、これは、教育委員会の考え方としては、中央公民館体制に向けて向かって行きたいということを現時点申し上げて、4月1日からその体制が出来ればということで公民館運営審議会にも協議をかけ、ご意見を頂いている次第であります。

**○12番（池田信博）**

最初に明解に答弁された内容と、今ちょっと言い訳みたいに協議して相互理解を図ってやるんだと・・・ということで、そこでしっかり協議が出来なくて、今のままでいきましょうというようなことにはならないのですか。段々弱気な答弁になって、私が聞いている範囲ではそう受け取れますよ。

直営による業務委託の方向、内容は、範囲は協議して理解してもらえばいい。中央公民館制度を来年 4月 1日から実施すると明言されてはどうか。

12月に答弁されて来年 4月といたら1年半ですよ。1年半かけてしっかりと理解をして頂いて、そのような考えであるならそうする。

もう止めるということであれば、止めますと早い時点できちんと説明していただきますように。私は「やれ、やれ」と言っているということではない、問題があったということについて問題解消に向けて積極的に努力しなさいと、早急にということと質問したわけですので、その対応が再度質したら最初に答弁した内容、一生懸命がんばりますとお答えになったらどうですか。

#### ○番外（ 教育長 藤 田 勲 ）

最初の答弁の内容からズレたとは私は思っておりませんが、まず業務委託の範囲を財団としっかり協議しながら決めていきたい。

4月1日から直営というか、委託のかたちでやって行きたいというふうに思っております。

中央公民館制度についても、まだまだいろいろな議論があるわけですがこれに向かって行く覚悟であります。

#### ○議長（ 米 澤 壽 重 ）

以上で、池田信博議員の一般質問を終わります。

只今から10時55分まで休憩いたします。

（ 本会議休憩宣告 10時45分 ）

本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 10時55分 ）

一般質問を続行します。

次に、5番：是津輝和 議員

#### ○5番（ 是 津 輝 和 ）

一般質問をおこないます。

五箇小学校の整備について教育長に所信を伺います。



五箇小学校舎は、築後 50 年余が経過して、老朽化が激しく大変危険な状態であります。

今年の 3 月議会に於いて、当該校舎及び体育館の耐震診断調査事業が提案され、現在調査が行われており、その結果が、11 月から 12 月には出る予定と聞いています。

私は、今年の 3 月議会でも総括質問で伺いましたが、改めて教育長にお尋ねいたします。

3 月議会での答弁では、耐震補強が可能との診断結果が出た時は、補強、リニューアルをして、学校として使っていくとのことでありました。

そこで、次の点について伺います。

1 点目、五箇村時代には、五箇小学校の整備については、「五箇小学校校舎建設委員会」を設置して、広く民意を集約して学校建設に取り組もうとのコンセプトでやってきました。

大久小学校の視察等を行いながら協議検討を重ねてまいりました。質問書には現地敷地とありますが、よく調べましたら必ずしもそうではなく、当時五箇村時代には学校がある一帯を「緑の教育ゾーン」として地域の特性を活かした整備をしていこうという基本理念がございました。その「教育ゾーン」の中に新築で、木造で建築という結論が出ていたのですが、財政等の問題から当初平成 13 年度建設予定で進めておりましたが、それが平成 17 年度以降にならざるを得ないという変更がございました。そして、当該委員会が平成 11 年 12 月 10 日の第 4 回を以って中断を余儀なくされた経緯があります。

この度の耐震調査後の整備の在り方については、民意の集約が行われていませんが、その理由をお聞かせ下さい。

2 点目とした、現在の校舎をリニューアルして使用するということになるならば、現在の小学校の校庭運動場が大変狭いわけですが、例えば 100 メートル走の直線コースもとれない状態であります。このようなことに対する解決はどのようにされるかお聞かせください。

#### ○番外（ 教育長 藤 田 勲 ）

ただいまの是津議員の「五箇小学校の整備について」のご質問にお答えします。

初めに、五箇小学校の整備に係る民意の集約についてであります。本年 3 月定例議会において、是津議員の総括質疑のご質問にお答えいたしましたように、3 月に小学校保護者会、区長会を開催し、耐震補強が可能との診断結果が出た場合には、現在の小学校を補強の上、リニューアルして使っていく旨のご説明をし、ご理解を得られたと判断しております。

今後、耐震診断調査の結果を、保護者会、学校評議員会、区長会で報告し、リニューアルについてのご意見をお伺いして整備してまいりたいと考えております。

次に、現在の運動場が狭くその解決についてのご質問でございますが、リニューアルの整

備の場合、校舎、屋内体育館の位置は、そのままであり運動場の拡張の計画はございません。  
100メートル走などの陸上練習は、今後も五箇町民運動場で行って頂きたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

## ○5番（ 是 津 輝 和 ）

教育長の簡潔明瞭な答弁をいただきましたが、残念ながら全ての理解が出来ませんので再質問いたします。

先ず1点目の耐震補強可能という結果が出たならば、大規模改修でいくという件の答弁がありました。3月に保護者会、区長会を開催して説明して理解を得られたと判断しているというご答弁でした。

これが、私が言っている民意を・・・いわゆる五箇村時代に委員会を作って民意を吸い上げてと中途まで方向性がでていたと、場所は別にして、そういう背景があるのに何故、民意を聞かなかったという質問の答になっておりません。

協議をしたという相手方、つまり保護者会、区長会の方に聞きますと、現在の校舎が大変危険なわけですから、それを早急に対応しなければならないという強いニーズがあるわけです。それを良くするからということで反対をする意味がないではないですか。とりあえず補強して良くするということですから、リニューアルということはそういう意味で捉えている。そういうお話でしたよ。だから認識が違う。単なる説明で、意見を求めて協議をして合意をしたという事ではないということになりませんか。そのこと指摘した上で伺います。

わが町には「隠岐の島町まちづくり基本条例」があります。その中にいろいろ書かれています。基本的な考え方は町民参加のまちづくりをするという基本姿勢です。

町民が主体のまちづくりを、それについてそれぞれの役割、行政と町民の役割を明確にして向かって、協働社会で町をみんなで一緒によくしようということなのです。大変素晴らしい理念で書かれている条例です。

これが隠岐の島町行政の基本になる法律というか、憲法だと私は理解しておりますが、その中の第15条「町は、まちづくりに関する重要な事項について決定する時は、事前に提言を受け、町民の意見を十分に反映しなければなりません」とあります。

「まちづくりに関する計画や条例等を策定する時は、その案を公表し、事前に町民から意見や情報提供を求め、それに対する町の考え方を公表し、最終的な意思決定を行なう制度を取り入れる」という注釈があります。

何故、この度の五箇小学校の整備について、いきなり校舎の耐震補強で中身をリニューアル

ルしてそのまま学校施設として使用すると・・・これは五箇地区にとっては大変重要なことなのですが、これをこういう手続きでしなかったのかと伺っていますが、お答えがございませんでした。これは大きな認識の違いと思いますが如何ですか。

次にもう1点、行政の政策決定のプロセスとしてこの庁内に課長会ですか、設置されていると聞いております。

主な行政課題の統一見解をするために、課長会のフィルターを通して事業が展開していくんだと、大雑把にいうとこういう事だと理解しております。

この五箇小学校の整備事業は大きな行政課題のひとつだと理解いたします。

そこで伺います。

この小学校の整備について大規模改修でいくという決定いつされたのか。それは課長会のフィルターをとおした上での決定なのか。教えてください。

次に校庭の件ですが、これは現在のところと言う事ですが、私は現在の場所は狭隘で適当でないと思っておりますので、それを聞いているわけでありましてこれを進めると変なことになるのですが、校庭としては現在の校庭は狭い、町内にある他の小学校を見ても100m走がとれない校庭をもっているのは五箇だけなのです。

そういう事で教育環境の大きなウエイトを占める校庭を、現行施設のヤードでいいのかというのは大きな問題なのです。

役場の1階フロアの玄関から入って左手にポスターが貼ってあります。隠岐の島町の総合型地域スポーツクラブの設立というポスターです。

これは島根県が全県下で取組んでいるテーマなのです。隠岐の島町も設立に向けて関係者が準備を進めております。この目的は「町民みんなの運動不足解消、子供の体力低下解消」を主な目的として取り組もうということです。

長寿社会の振興とあわせて、医療とか介護とかと連動していると私は理解するのですが、何れにしても子供の体力低下、学力もそうなのですが、大きな課題として国もそれを指摘しながら体力向上を目指してやらなければいけないという事が言われているわけです。

鳥取県では、校舎の校庭を芝生化して裸足で遊ばせるようにしたら、子供たちは休憩になったら飛び出して遊んでいると・・・結果として体力向上につながっているという報告があります。

子供たちの運動能力、体力向上は大きな教育課題のひとつであるということですので、運動場の設備の適・不適というのは教育施設として大きな課題と思うのです。

それらを含めて伺っておりますので、それらを勘案すると学校施設としてどうすべきかということ、教育委員会としてきちんと協議し、民意を吸い上げながら協議をして整備をしていく必要があると強く思うところでありますので伺います。

先ほどの住民の意見の話と、庁内でのコンセンサスのことをお答えください。

### ○番外（ 教育長 藤 田 勲 ）

再質問にお答えをいたします。

先ず民意の話であります、先ほど申し上げた保護者会、区長会を開催したという件がありますが、これに加えまして昨年11月の五箇地区懇談会の席上で、今後大規模改修へ向かって、その結果で改築か改修かという説明もしているわけです。また昨年12月の定例会のなかでの一般質問に対しても同様の主旨の答弁をしているところであります。

5月から6月上旬にかけての「まちづくり懇談会の資料」にも主要事業としてあげているところであります。

次に課長会のプロセス、行政の課長会、フィルターをとっていないのではというお話であります、これにつきましては「中期財政計画」にあげておりますので、この部分はクリアできているのではというように考えております。

3点目の総合型スポーツクラブの目的は、私ども年齢を問わず健康増進と体力増強とスポーツへの愛着心、心の育成といったものが目的のひとつであります。

先ほど校庭の芝生化のお話でしたが、子供たちの体力向上の件につきましては、隠岐の島町の子供も達は体格的には少し劣りますが体力は県下、あるいは全国平均を上回っておりますので、これも学校現場のなかで子供達への取り組みが功を奏しているというふうに思っております。

今の五箇小学校のグラウンドで、そうした子供達の体力、あるいはスポーツ、そうしたものに対する機能は現在ある施設で果たしているというふうにも考えているところです。

### ○5番（ 是 津 輝 和 ）

再質問に対する答弁を頂きましたが、大変残念ですが私は理解が得られませんので再々質問致します。

民意の集約といいますか、参加といいますか、それについての答弁では教育懇談会で説明したとか、まちづくり懇談会で資料として添付したとか言われましたが、これが果たして民意の参加ですか。説明は参加ではないのです。

私は通告書できちんと指摘して質問していますので、きちんと答えてもらわないと我々質

問者は3回しか質問が出来ないのです。この件に関してはこれが最後なのです。

意図的と思いたくないですが、ちゃんとバッティングして貰わないとすれ違っていた場合には回数が重なるばかりなのです。何のために通告したのか。

教育長、貴方は教育懇談会、まちづくり懇談会で資料添付した、あるいは昨年12月の安部議員の一般質問で答弁したそれで民意を集約したと考えておられるということですか。

それは教育委員会の方針を伝えただけであって、民意の集約になっていないのではないのですかと私は思うのです。

先ほど、何故「まちづくり基本条例」まで持ち出したかという、先ほど読み上げた事前の参加、計画策定の段階から民意が参加できる、させなさいと。こういう町の基本的な姿勢が謳ってある条例なのです。

ここでいう町は教育委員会も含めてですよ。教育委員会は違うのですか、それとも教育長がわかっていないということですか。私は大変大きな問題だと思うのです。

それと庁内合意の件につきましても、中期計画に挙げてあるから合意を得ている、コンセンサスを得ていることだと言われました。計画はあくまでも方向であり、具体的にそれを実施する時には改めて協議をしていくという事のなかでの計画書だと理解しております。

行政は違うのですか。計画書に挙げたらそれはみんなが分かっている事だから、後はやっ  
ていいということですか。おかしいのではないですか。そういう認識をご自身はお持ちであるとしたら、それは大きな問題であると思います。

次に校舎の件、隠岐の島町の子供達は全国平均より運動能力がある。十分対応出来ていると。五箇小学校の話をしているのです。校庭の広さを言っているのです。論点を変えてもらっては困る。現場の先生方もいろいろ努力はしておられますよ。朝授業の前にあの狭い所で50何人かが走ってますよ。朝マラソン、そして自分が何週走ったか報告して競争しております。その結果がどうか知りませんが、「ミラクルズ」という野球チームの子ども達が結果を残したのではないですか。まあ～それだけではないと思いますが。

努力は努力として、だから、狭いところでもいいんだということにはならないと私は思います。もっときちんと問題点を見据えて答弁して下さい。最後の答弁となるようきちんとお答え下さい。

#### ○番外（ 教育長 藤 田 勲 ）

まず、民意のお話であります。本年3月の当初予算に計上させて頂いて、これが決定となっております。

次に校庭の広さでございますが、今の広さが子供達の体力増強、運動能力向上に対して十分ではないにしても、その機能は十分に発揮していると考えております。狭くてよいとは思っておりませんが、現有の施設で校舎、あるいは診断の結果によりますが、校舎の補強、リニューアルをする中で、今の校庭を新たに拡張するという事には私は難しい面があるかと思っておりますので、現在の校庭施設をこれまで通りしっかり活用すべく、学校の先生方、子供さん達にやって頂きたいというふうに思っております。

#### ○議長（米澤 壽重）

以上で、是津輝和議員の一般質問を終ります。

次に、4番：齋藤幸廣議員

#### ○4番（齋藤 幸廣）

通告に従いまして一般質問を行います。

主要な質問といたしまして、将来予想される食糧危機に備えてどの様に農地を維持管理していくのか、また確保していくのかという基本的な考え方、現在取り組まれていることについて質問いたします。

今さらいうまでもなく、わが町の農業をとりまく状況は非常に厳しく、高齢化、後継者不足から耕作放棄された農地が、基盤整備された水田でもいたるところで見受けられるようになりました。

国も食糧需給率の向上を謳い、耕作放棄地の対策に乗り出してきております。この最近になって隠岐の島町においても、国の制度の中で20年度には基盤整備された水田の耕作放棄地を調査し、21年度には国の補助制度を利用しながらその中で耕作放棄地の積極的な活用、解消に取り組んでいるという事を聞いております。

今年度4月の予算の中には挙がっておりませんが、国の補助制度を直接利用したかたちでなされているそうです。

当面の対策として、補助制度の中で耕作放棄地対策に取り組んでいく、これについては必要なことであり、当然やらなければなりません、しかしそれだけでいいのでしょうか。

私は危惧を抱かざるを得ません。もっと長期的な展望をもって町としての農業施策を考えていかなければならない。そういう時にきていると私は思っております。

将来の食糧危機に備えて食料確保対策、すなわち農家、農地の確保対策を早急に講じておくべきではないかという意見もこの頃新聞紙上で見られます。

ある総合商社の経済研究所所長は新聞のコラムで言っております。「世界的な人口爆発、ま

た中国、インドなどの人口大国の経済発展による飼料用穀物の需要増によって穀物価格の上昇はこれから続くであろうと、色々な事で上がったたり、下がったりはあるが穀物価格が上昇していく、あるいは輸送手段に使われる原油についても上昇するのでは」と。

それは「食料全体にそういうことが及んでいき、これまでのように安全なものを安く、安定的に輸入して、日本の国民の食料確保していく、そういうことはもう望むべくもない時代が近い将来にきているのではないか」という事も言うておられました。そして「日本の農業政策としては、耕作放棄、米の生産調整などを行っている場合ではないのではないか、水田では飼料用米を作ろうとしていき、また他の水田などについても何時でも食料生産できるようなかたちで維持していく、田んぼは何時でも主食用の米が作れるような状況にしていく。そういうことが必要ではないか。」ということも言うておられました。

日本の総合商社というのは、国内はもちろん世界のあらゆる情報が集まる場所です。これらの情報をもとに、今の日本の、あるいは日本の農政についての在り方をうれている気持ちのなかからでた言葉だと思います。

これは非常に大きな日本全体の話ですが、では隠岐の島町としてはどういうふうに取り組まなければならないのか。国の補助事業等だけを当てにしてやっつけていいのだろうか、と私は危惧するのであります。

私は5年後、10年後、将来先の事を考えたら、この考えかたというのは非常に同感せざるを得ません。

町長はこのことについて、どの様に考えておられるのでしょうか。

農業政策というものの基本的な、町としての農業政策を国の政策の中でどう位置づけて考えておられるのか、町としての基本的方針を聞かせて頂きたい。

また、現在取り組んでいる対策、21年度の国の補助制度にのってやっている分ですが、それについて計画はどうなっているのか。単年度のものなのか、長いスパンで考えられている政策なのか、これは国の政策ですが・・・それについて説明して頂きたいと思います。

次に耕作放棄地の積極的な活用をしていくという21年度の実施計画、また22年度以降の実施計画の中で農業公社がどういう位置づけになっているのか、ご説明いただきたいと思っております。

最後に今回の対策は基盤整備された水田、すなわち土地利用計画の中の農用地指定された部分だけが対象になった調査であり、耕作放棄地の解消対策であるが他の田んぼ、畑などの耕作放棄地の対策についてはどうなっているのでしょうか。

それについての調査はなされているのか、お聞かせください。

## ○番外（町長 松田和久）

只今の齋藤幸廣議員のご質問にお答えします。

まず1点目の食糧危機に備えた農用地対策についてであります。米の生産調整などの農業政策につきましては、国の政策として取り組むべき問題でありまして、本町が独自で取り組めるような問題ではないと考えております。しかしそうした政策は、全国統一的な取り組みではなく、地域の実情にあった取り組みが必要であり、離島が自立していくためには、それなりの対応が必要と考えておりますので、国に対して今後も引き続き働きかけてまいりたいと思います。

また、今日まで取り組んでまいりました地産地消の取り組みなどを通じまして、島内生産量の拡大や自給率の向上に努めて引き続き頑張ってお参りたいと思っております。

ご案内のように私は今、全国離島振興協議会の副会長を仰せつかっております。来月5日に萩で正副会長会がございますし、その後理事会も開催されるようになっております。

私は、今年の春の正副会長会で、今、国は政権が代わったわけではありますが、これまで離島地域、各地域が自立していかないといけない。その自立に向けて頑張ってくれというのが、国のひとつの方向だと思っております。であるとするならば、この際、離島振興協議会の例えば農地対策。確か昭和44年、45年頃からだと思いますが、減反政策が始まりました。北海道も九州も離島全部一律減反政策を行なって参りましたが、隠岐のように僅かしかない所で、従来、隠岐島では全体で900ha位水田があったはずでありましたが、それが、現在では水田耕作400haと言われております。

もう500ha当たりが林地化されたり、あるいは先ほど指摘がありましたように荒地になっている。わずかに400haが使われているようなことです。

このような政策を離島でやって、減反をやって大豆を作れ、なんとか言ったら僅かな量です。これを本土まで運んで、本土の生產品と価格競争させること事態が自立に繋がるはずがないじゃないですか。そこで、離島地域にあつては、この際、離島振興協議会として、離島地域が自立するためにも農地を農地として自由に活用できるようにさせてもらえないかと。

減反政策も自由裁量に任せて欲しい。減反を希望される方には、従来のような制度を活用してもらおう。しかし、作りたい方には、徹底的に作ってもらっていいではないかということ。を今年の春、国に訴えていくべきだという議論を致しております。



今回、どういう形でまとめてくるかわかりませんが、10月の正副会長会では改めて議論をさせて頂いて全離島として離島地域が活性化するためには、減反政策は自由裁量に任せて欲しい。本土でも調べて見ると、埼玉県が自由裁量で行なっております。そういうことも聞いております。だとするならば、最終的にはそういうことも判断しなくてはいけないかも知れませんが、とりあえず国に訴えるべきことは訴えていくべきだと。そういう中で、島が自立するというのを我々も是非考えていくべきだという提言をすでにいたしております。

先ほど申しましたように、自給率の向上に向けても取り組んでいく必要があるかと思っております。

次に2点目の耕作放棄地対策であります。昨年度は耕作放棄地の実態調査と復旧のための経費を算出するための調査などを行いました。引き続き本年度から3ヶ年計画で、国庫補助金などを活用しながら、調査で確認できました30ha程度の耕作放棄地の解消を目標に、取り組んで参りたいと考えております。

次に3点目の農業公社の位置づけであります。公社は、先ほども前田議員にお答え致しましたように本町の地域耕作放棄地対策協議会の構成員でもありまして、町と協働して地権者の意向調査や事務手続き及び、解消作業の手配や作業の実施などを予定しております。また、復旧後は担い手に対し貸し付けていくことが、重要な公社の役割であります。

次に4点目の耕作放棄地対策の範囲とその調査状況であります。当面の対象範囲としましては、基盤整備の済んでいる農地を対象として、取り組んで参りたいと考えておりまして、その範囲で調査などを行っております。しかし、その他の農地でありまして、復旧すべき農地がありましたら、その都度調査をし、解消計画に組み入れ、取り組んで参らなければならないと考えております。

是非、ご理解を賜わりたくお願いして私の答弁に代えさせていただきます。

#### ○4番（ 齋 藤 幸 廣 ）

今、お答え頂きました。離島振興協議会の中でも、そういう提言をされていると、それが協議されようとしていると。

農地を離島は自由に作らせてくれという事を提言して、国へもそれを強く申し入れていくという町長のひとつの姿勢は向うことができました。私も積極的に評価したいと思います。

今、隠岐の島町のこれまでの農業施策、先ほど申しましたように国の補助制度の中でそれをこなしていく、あるいは県の制度をこなしていく。これは以前も質問しましたが、それで進められてきたその前段となる隠岐の島町の農業政策といたしますか、本当に町民が、あるい

は農業をやっていく人達が、また作られたものを消費していく島民、いろんな事を考えた上でどれ位の農地が必要なのか等、これから農業を振興していく食糧危機に備えてある程度の農地を確保していく、あるいはもっと積極的な姿勢を示す今、厳しいけれどもこれがチャンスだという捉え方をすれば、隠岐の総合振興計画の中にもいろいろな施策が含まれておりますが、蕎麦とか畜産においては牛の頭数を減らすとか。こういう隠岐としての農業政策を本当に進めていくということであれば、どの位の農地があればいいのか、それは計画の中で行われているかも知れませんが、もう少し農業政策についてはっきりとした希望がもてるような。認定農業者、あるいは集落営農をやっている人達、また今問題になっている農業公社の人達が希望をもてるような方針といたしますか、しっかりとしたものを町は示すべきではないか。

確かにしっかりとしたものにするためには、財政的な出動も必要になってくる場合があると思います。それが、町の政策にメリハリをつけることではないかと私も考えております。

財政の今の状況を考えた上で、どれだけの財政出動が出来るかということも考えていくことも含めて農業政策というもの、希望をもてるような。

例えば島内で移入されている農産物、特に青果物、野菜等について島外からどれだけ入ってくるのか。よくいわれますが、それらが何億という単位で量販店を中心に入っております。流通センターを通じていくらかのものも入っております。そういうものを本当に隠岐で自給率を高めていく。今の地産地消で取り組まれています、それをもっと積極的に進めて行くという施策を展開していくべきではないか。

確かに、それを誰がやるかという問題がでてくるわけですが、少なくとも町の政策としては、新規に就農する、今、企業が異業種参入ということで農業に進出してきておられます。そういうことも含めて環境を整えていこう、それを保障するというか、希望をもたせるような施策をすべきではないかと私は思っております。

次に農業公社の問題ですが、公社は町が全額出資した財団法人です。

耕作放棄地対策協議会ですか、そこにも公社が入っておられるという事をお聞きしました。対策協議会の中で公社も入って協議をなされることはいいですが、もし耕作放棄地の解消の実際、それをどう進めていくかということについて、やはり町の財団法人である農業公社が私は実施主体になるべき存在かと思っておりますが、いかがでしょうか。お答え願います。

## ○番外（町長 松田和久）

再質問にお答えいたします。

今、政策の根幹に関わるような農業政策、いかにあるべきかという事の改めてのご質問と受け取らせて頂きますが、私は先ほども言いましたように減反政策が始まりましてから、当時は4カ町村でしたので色々なかたちで減反政策を取り組んでいったと思います。

例えば旧西郷町の場合には、「丹波黒大豆」・「白小豆」こういったものを契約栽培した時代があります。それから坂田種苗を始め、種子を生産して販売していく等いろいろな事を行って参りましたが、それが農業経営にどう反映されたのかということになりますと、これは非常に問題がございまして自然消滅のようなかたちで無くなっていった時代が変遷としてあります。

そういう中で農業政策自身は非常に難しい問題があります。

先ほどもいわれましたように、誰がやるのかと・・・難しい問題はございますが、私は実は隠岐島4島の公共事業というのは全体で83億円と伺っています。来年はこれが71億円まで下がってくるということです。

本土の方はまだ高規格道路整備とかあるいは高速自動車道整備がこれからということですので、県内はまだまだ国の財政状況は良くなれば公共事業が増える可能性があるかも知れません。

しかし、私ども隠岐の場合には非常に難しい問題があります。というのは、港湾・漁港・道路も30年から40年前に比べたらよくなって参りました、そういうことからすると昔に返って400億とかいう予算が付いてまわることは難しいのではないかと。

これからは未来永劫、この隠岐にありましては置かれている立地条件からしますと、農林水産業、第一次産業がこの島の基幹産業だろうというように思っております。そうすると農林水産業をもう一度見直しながら、それをどうやって付加価値をつけながら本土と競争させるような事にもっていくかというのが、私は私に課せられた大きな今後の課題だろうと思っております。

今、光エネルギーですとか、太陽光発電とかエネルギー対策とっておりますが、これもまだまだ私は20年、30年、半世紀近くは化石燃料主体の生産体制は崩れないだろうと、そうすると出来るだけ本土に近い安価な価格で燃油を提供するか。これも今そのために取り組んでいます。そのことが1つ、もう一点は本土と隠岐の離島航路、これをどう本土並みに安く輸送できるような体制に作っていくか、これが解決出来ない限りはいくらこちらで付加価値をつけるようなものを作ってみても、本土との価格競争はどうしても負けるというような思いが私はしております。

そのために私は、先ほど申し上げました2つのことは我々行政に課せられた、今後の大きな課題だと私は受け止めております。

そういう中で農業生産につきましても、いかにあるべきかを今後更に検討して参りたいということで。いろいろ話しを伺いますと、その400haある水田ですがこれが自由に作れるようになると、これが一番安定的でいいと農家の方から意見も伺っております。

そういうことで今、離島振興協議会でも話を持ち出しているところでありまして、しかしながらそれ以外の農作物についても、統計的にどうまとめていくのか考えないと、作っても思うように売れないという問題があります。その辺りは今後十分に相談をして参りたいと思います。

農業公社の問題につきましては、私は本来保全管理をして、そして大規模農家なり中核農家に引き渡せるような形にしていくのが、公社の本来の仕事だろうと思っておりますので、そういった放棄地対策にはそこに入ってもらっておりますが、具体的にも取り組みは農業公社ができるような体制を、今後も作っていくべきだというように思っております事を申し添えまして再質問のお答えといたします。

#### ○4番（ 齋 藤 幸 廣 ）

今のお答えの中でも町長のお考え、私もわかる部分が多々ありました。

少し考え方が違うのかというのが、先ほど私が言ったのは地産地消というかたちで他所から入ってくるものを隠岐で……。その額が相当あるはずなのです。少し前に調べた段階で野菜についても1つの店で年間にすれば何億の単位入っている。そういうものをもっともって隠岐で作っていく、そこに第一次産業が基幹となっていくんだという考え方、それをもつてすればいろんな人が農業の生産に携わっていく、それが1つの受け皿になる可能性を秘めているわけです。そういうものをしっかり見据えた上で、今後の農地利用、農地利用計画というのが、新に取り組まれることになるはずですので、その中できちんと位置づけて農地をどれ位確保していくべきなのか、これから5年先あるいは10年先かも知れませんが、そのなかでしっかり位置づけて頂きたいと思っております。

もう一点、重要なことと考えているのですが世界の流れというのが変わってきた。漁業者はよく潮目が変わったといわれるのですが、今、アメリカでもオバマ大統領が誕生した時に「グリーンニューディール」という事を言われました。

環境あるいは緑そういうものを、環境の問題を抜きにしていろんな施策を進めることは出来ないというようにいわれております。

そういうことの中での農業、林業の問題もそうですが、歴史は繰り返すといいますが、これから第一次産業が見直されて、そこが隠岐の経済を支えていくんだという時代が必ずくると私は考えております。

そういう事を見越した農業政策、あるいは第一次産業をいかに育てていくのか若い人達が新規に就労していかれるような、あるいは他の企業の人に取り組んでいかれるような施策を町として構築して頂きたいと思います。

今の私の話のなかで、応えられる部分があればお答え下さい。

### ○番外（町長 松田和久）

ご意見でございましたが、私はアメリカのニューディールの問題、それから地産地消ですが、これまではどちらかというと建設業を主体とする第二次産業が昭和50年代、60年代栄えてきた時代は、農業はどちらかというと自分の所の消費を少し拡大する程度で生産されてきた嫌いが強いのではないかと考えております。

そういう意味では世の中がガラッと変わってきており、公共事業が無くなってくる、そうすると契約栽培等も少しずつ進んできておりますように専門的にやって、そうすれば地産地消で何億というものが今入っているはずでございしますが、調査してこちらで対応できるものについては、専門的に作っていけるような体制を今後考えて行くべきだろうというように思いますし、グリーンニューディール関係では、今、ご案内のように隠岐の島町は「木質バイオマス」、林野庁の許可がでまして補助採択できる見込みが出てまいりました。

これから新に雇用につながっていくように、精一杯頑張っていくべきだと考えておりますので宜しくお願いいたします。

### ○議長（米澤壽重）

以上で、齋藤幸廣議員の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

本日の議事日程は全て終了いたしました。

明日、9月18日は、定刻より質疑を行います。

本日はこれにて散会します。

（散会宣告 12時00分）

以下余白